

67—03 P

特許異議の申立ての手続

1. 特許異議申立書等

(1) 一般的事項

特許異議の申立てをするには所定の特許異議申立書を提出しなければならない（特 § 115、特施規 § 45 の 2、様式 61 の 2）。

このとき、特許異議申立書及び添付書類については、必要な数の副本（特許権者の数 + 1（審理用））を提出しなければならない（特施規 § 4、特施規 § 45 の 6→特施規 § 50 の 4）。

(2) 特許の表示、特許異議申立人等

ア 特許異議の申立てに係る特許の表示

特許異議申立書には、申立てに係る特許の特許番号、申立てをする請求項を表示しなければならない。

イ 特許異議申立人等（→21—00 の 4.）

特許異議申立書には、特許異議申立人及び代理人の氏名・名称、及び住所・居所を記載し、押印をしなければならない。

特許異議申立人が自然人でないときは、特許異議申立人の名称に加えて代表者の氏名を記載しなければならない。

ただし、代理人により手続をする場合には、特許異議申立人の押印は不要であり、特許異議申立人が自然人でないときの代表者の氏名の記載も不要である。

また、代理人が複数人である場合や代理人が特許業務法人である場合は、担当代理人（弁理士等）をなるべく表示する。

併せて、特許庁との連絡のため、電話番号及びファクシミリ番号をなるべく記載する。

(3) 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

特許異議申立書には、特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示をしなければならない。

ア 特許異議の申立ての理由

特許異議申立書には、特許が特 § 113 各号のいずれかに該当するかについて、特許を取り消すべき根拠となる法条（適用条文）及び特許を取り消すべき具体的理由を記載する。

イ 必要な証拠の表示（→34—01）

特許異議の申立ての理由として主張する具体的な事実を立証するための証拠の表示をしなければならない（特施規 § 45 の 2、様式 61 の 2 備考 6）。

特許異議の申立ての証拠方法は、通常は文書であるが、その他に、検証物、証人、鑑定人、特許異議申立人本人がある。

証拠方法が文書であるときは、正本に加えて、その写しを特許庁及び特許権者の数に応じて提出しなければならない（特施規 § 45 の 6→特施規 § 50 ②）。

外国語で作成された文書であるときは、取調べを求める部分についての訳文を添付しなければならない（特施規 § 61①）。

ウ 理由及び証拠の補正（→67—04）

当初から理由及び証拠が完備した特許異議の申立てをすることが望ましいが、特許異議申立期間が経過する時又は取消理由の通知がある時のいずれか早い時までにした補正であれば、理由及び証拠の追加、変更が認められる（特 § 115②）。言い換えると、理由及び証拠の追加、変更が認められるのは、基本的には特許異議申立期間が経過する時までであるが、特許異議申立期間中に取消理由の通知がある場合は、当該取消理由の通知がある時まで短縮されることに留意する（→特許異議申立期間経過前の審理は 67—08 参照）（→複数の特許異議の申立てがあったときは 67—07 の 3. 参照）。

2. 特許異議の申立てがあった後の手続

(1) 事件番号及び申立番号の付与（→11—01）

同一特許権に対する特許異議の申立てに対しては、特許異議の申立ての数にかかわらず、同一の異議事件番号が付され、さらに、申立てを単位として申立番号が付される。

(例) 特許権 1 申立人甲 異議 2 0 1 5 - 0 0 0 0 0 1 申立番号 0 1
 特許権 1 申立人乙 異議 2 0 1 5 - 0 0 0 0 0 1 申立番号 0 2
 特許権 2 申立人丙 異議 2 0 1 5 - 0 0 0 0 0 2 申立番号 0 1

(2) 特許異議申立書の副本の送付

審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送付しなければならない（特 § 115③）。

複数の特許異議の申立てがあったときは、特許異議申立書の副本は、特許異議申立期間経過後にまとめて送られるのではなく、申立てごとに送付される。

(3) 併合に関する通知

複数の特許異議の申立てがあったときは、審理を併合することが原則であるから、併合して審理する旨を通知しない。

(4) 専用実施権者等への通知（→11—02）

審判長は、特許異議の申立てがあったときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他特許に関し登録した権利を有する者（この章 67 において「専用実施権者等」という。）に通知する（特 § 115④→特 § 123④）。

(5) 特許異議の申立ての予告登録

特許異議の申立てがあったときは、特許原簿に予告登録する（特登令 § 3 三）。特許原簿の表示部に特許異議の申立てがあった年月日、異議事件番号、及び申立てに係る特許の表示（特許番号、請求項の表示）を記録する（特登施規 § 38）。

(6) 特許公報への掲載

特許異議の申立てがあったときは、その旨を特許公報に掲載する（特 § 193 ②六）。

3. 特許異議の申立ての取下げ

特許異議の申立ては、取消理由の通知がある前であれば取り下げることができる（特 § 120 の 4①）（→複数の特許異議の申立てがあったときは 67—07 の 4. 参照）。また、二以上の請求項に係る特許異議の申立ては、請求項ごとに取り下げることができる（特 § 120 の 4②→特 § 155③）。特許異議の申立てが取り下げられたときは、その旨を特許権者及び参加人に通知する（特施規 § 45 の 6→§ 50 条の 5）。

一方、取消理由の通知があった後は、取り下げることができない（特 § 120 の 4①）。

取消理由の通知があった後に取下書が提出されたときは、弁明の機会を与えたうえで取下書を却下し、審理を進める（特 § 120 の 8①→特 § 133 の 2）。

特許権についてされた全ての特許異議の申立てが取り下げられたときは、審理を終了する。

（追加 H27. 2）